

3 R等推進施設の整備費を補助します。 (山口県廃棄物3 R等推進事業補助金)

山口県では、産業廃棄物税を活用し、循環型社会の形成を進める上で効果が高いと認められるリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進する施設又は廃棄物に係る未利用エネルギーを利活用する施設の整備費の一部を補助しています。

○募集期間

平成30年7月23日（月）から平成30年9月21日（金）

○補助対象施設

県内に設置する産業廃棄物等のリデュース、リユース又はリサイクルを推進する施設、又は、廃棄物に係る未利用エネルギーを利活用する施設（3 R等施設）

- ① 3 R等施設であって、次のいずれかに該当するものであること
 - ・リデュース、リユース、リサイクル又はエネルギー回収効果の高いもの
 - ・二酸化炭素排出削減効果の高いもの
 - ・優良産業廃棄物処理業者又はエコ・ファクトリー認定事業所が設置するもの
- ② 焼却施設など廃棄物の処理のみを目的とするものではないこと
- ③ 県内への波及効果が期待できるものであること
- ④ 補助対象事業費が、大企業3,000万円以上、中小企業300万円以上であること
- ⑤ 目的を同じくする国等の他の補助制度を活用する施設でないこと
- ⑥ 環境負荷の低減のための十分な配慮がなされている施設であること

【循環型社会形成推進基本計画（第3次）の推進に寄与する施設整備事業が対象です】

※具体的には、裏面の取組例を参考にしてください。

○補助対象者

県内に事業所があり、県内で事業を行い、以下の全てに該当する事業者

- ① 補助対象事業完了後、速やかに事業化できるものであること
- ② 廃棄物処理法第14条第5項第2号イ～への各規定に該当しないこと
- ③ 県税の滞納等、法令に抵触する事業者でないこと
- ④ 将来的に当該事業を継続し、安定的に実施できる見通しがあること

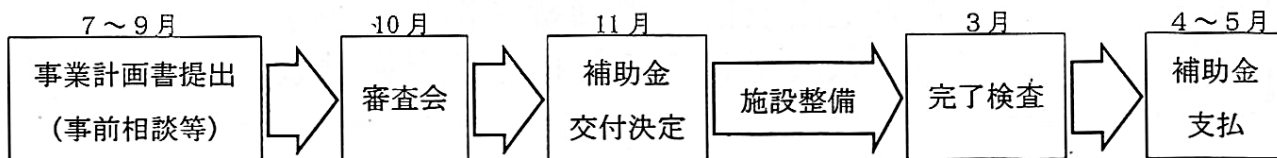
○補助対象経費等

補助対象経費：構築物費、機械装置・工具器具費、付帯工事費など

補助率：補助対象事業の1/3以内

補助限度額：1事業あたり3,000万円以内（補助金額ベース）

○事務手続きの流れ



○提出書類

- ①事業計画書（様式1～3）※
- ②事業実施場所の位置図
- ③施設の構造や仕様を示した図面・カタログ
- ④見積書（原則として複数業者から見積もりを取ってください。）
- ⑤財務諸表2期分
- ⑥県税納税証明書（全税目について滞納がないこと）
- ⑦法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本
- ⑧会社パンフレット

※県ホームページからダウンロードできます。（廃棄物・リサイクル対策課）

○応募先（問い合わせ先）

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 ゼロエミッション推進班

TEL：083-933-2992

FAX：083-933-2999

E-mail：a15700@pref.yamaguchi.lg.jp

まずは事前相談に
お越しく下さい

必要に応じて
現地調査をします

審査会では
応募者による
プレゼンを実施

<対象となる取組例>

- ・廃棄物のセメント原燃料化
- ・汚泥の肥料原料化
- ・廃プラの再生原料化
- ・余剰コンクリートからの骨材回収
- ・3R施設の省エネルギー型施設への更新
- ・食品廃棄物等のバイオガス化発電
- ・優良産廃処理業者によるリサイクル施設整備
- ・自動車リユースタイヤの生産
- ・エコ・ファクトリーによる3R施設の更新

※3R等施設の設備投資を検討中であれば、お気軽にお問い合わせください。